

標津川水系河川整備基本方針

平成19年10月

国土交通省 河川局

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 流域及び河川の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
ア. 災害の発生の防止または軽減	3
イ. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	4
ウ. 河川環境の整備と保全	4
2. 河川の整備の基本となるべき事項	6
(1) 基本高水並びにその河道及び 洪水調節施設への配分に関する事項	6
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	6
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る 川幅に関する事項	6
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため 必要な流量に関する事項	7
(参考図)	
標津川水系図	巻末

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

標津川は、その源を中標津町北部の標津岳(1,061m)に発し、中標津町でケネカ川、鱒川、荒川、俣落川等の支川を合わせ、酪農地帯である根釧台地を流下して、中標津市街地より下流で平野部に入り、武佐川を合わせて、標津町においてオホーツク海に注ぐ、幹川流路延長 78km、流域面積 671km²の二級河川である。

その流域は中標津町、標津町をはじめとした4町からなり、根室地方における社会・経済・文化の基盤をなしている。流域の土地利用は山林約 53%、畑約 40%、原野約 4%、市街地約 3%となっている。また、根室中標津空港が整備されており、知床等への空の玄関口となっている。流域内の産業は漁業と農業が中心であり、国内有数の秋サケの水揚げ量を誇り、サケ、マスの増殖事業が行われているとともに、農業では乳用牛の飼育が盛んである。また、流域は多様な自然環境を有していることから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。

流域の地質は、山地部は新第三紀～第四紀の火山岩類から構成され、山麓から台地一帯は第四紀の火山灰、軽石層に広く覆われている。また、武佐川との合流点付近より下流の低地には、泥炭層、粘土層が広がっている。

流域の平均年間降水量は約 1,100～1,200 mm であり、平均年間気温は 5.5℃である。

源流部からケネカ川合流点に至る上流部は、河床勾配が 1/100 以上の急流であり、瀬や淵が連続する昔のままの自然河川が残されており、サケの産卵床がある。また、標津岳周辺の森林地帯にはシマフクロウ等重要な生物の生息が確認されている。

ケネカ川合流点から標津共成川合流点付近に至るまでの中流部は、河床勾配が約 1/500～1/800 であり、格子状防風林と牧草地が広がり、開放的な景観を創り出している。河岸には、ヤナギ類を中心とした河畔林が連続して分布しており、魚類では、ヤマメ、フクドジョウ等が生息しており、サケ、カラフトマスの産卵床がある。

標津共成川合流点付近から河口に至る下流部は、河床勾配が約 1/900～

1/2500 であり、周辺には農地開発による広大な牧草地が展開し、更にその下流には本流域に隣接して国指定の天然記念物である標津湿原が広がっている。河岸には、ヤナギ類を中心とした河畔林が連続し、アオサギのコロニーが形成されている。周辺の草地や湿地には国指定の特別天然記念物であるタンチョウの生息が確認されている。また、サケの捕獲施設があり、増殖事業が行われている。

中流部や下流部の本川では、主に捷水路工事を実施することにより、沿川地域を洪水から防御し農地を創出することが可能となった一方で、河川の瀬や淵、沿川の湿地林が減少し、ヤナギ類が主体の単純な植物相へと遷移する等、周辺環境に変化が見られる。また、本川と切り離された旧川は沼地となり、本川とは異なる止水域特有の生物相を形成している。

標津川水系の治水事業は、昭和7年に始まり、昭和22年9月の洪水を契機に昭和28年より特殊河川改修事業として、武佐川合流点における計画高水流量を $910\text{m}^3/\text{s}$ と決定し、武佐川及び本川の中標津町の市街地より下流から河口までの区間について捷水路工事、築堤等を実施した。その後、昭和40年には指定河川に指定され、引き続き、捷水路工事、築堤等を実施している。

また、これより上流の区間については、昭和35年3月の融雪による洪水を契機に昭和37年より中標津町市街地区間から順次捷水路工事等が実施されたが、その後も度重なる浸水被害が発生したため、昭和47年以降共成橋下流付近から東7条大橋下流付近まで改修区間を延伸し、以後、現在に至るまで、河道掘削や堤防の新設等を実施している。

これらの整備により、中標津市街下流の河川周辺の荒れ地や湿地などは広大な酪農地帯として発展している一方で、川の流れが単調化する等、河川環境の多様性が減少している。更に、近年では下流部の標津湿原隣接地において耕作放棄地も点在しており、土地利用の変化が見られる。

河川水の利用については、サケ、マスの増殖事業に利用されている。

水質については、標津川では昭和47年に環境基準が設定されており、ケネカ川上流ではAA類型に、ケネカ川合流点から俣落川合流点及び武佐川全域ではA類型に、俣落川合流点下流ではB類型に指定されている。ケネカ川上流の一部（西竹橋）を除きBOD75%値は、指定されている環境基準値を概ね満足している。

河川の利用については、中標津町では親水公園が整備され、また、下流の標津町ではサケの遡上の観察や放流体験等を通じ、多くの人々に利用されるなど

市民の憩いの場となっている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

標津川水系では、洪水から貴重な生命・財産を守り、地域住民が安心して暮らせるように社会基盤の整備を図る。また、川本来のあるべき姿や川がもたらす恩恵を将来にわたって引き継ぐために関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら治水・利水・環境に関する施策を総合的に展開する。

このような考えのもとに、河川整備の現状、流域の土地利用状況、水害発生の状況、河川利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の歴史、文化、河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう、北海道総合開発計画や環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業、下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図る。

治水・利水・環境にわたる健全な水循環・物質循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備等について、関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって取り組む。

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行うとともに、樹木管理の簡素化などを図り、河川環境の保全にもつながるよう努める。

ア. 災害の発生の防止または軽減

災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、引堤及び河道の掘削により、河積を増大させる事により、計画規模の洪水を安全に流下させる。掘削による河積の確保にあたっては河道の維持、河川環境等に配慮して実施する。

内水対策については、関係機関と連携を図りつつ、必要に応じて、被害軽減対策を実施する。

堤防、樋門等の河川管理施設の機能を確保するため、巡視、点検、維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持しつつ、施設管理の高度化、効率化に努める。

河道内の樹木については、樹木の阻害による洪水位への影響を十分把握したうえで、樹木管理の簡素化などを図りつつ、良好な河川環境の保全に努める。

また、計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し、氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう、既往洪水の実績等も踏まえ、水位情報の周知、水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画との調整等総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。

加えて、洪水等による被害を極力抑えるために、ハザードマップの作成の支援、住民も参加した防災訓練等により災害時のみならず平常時から防災意識の向上を図る。

本川及び支川の整備にあたっては上下流のバランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。

イ. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、流域内の養魚用水は安定取水されており、今後とも関係機関と連携して、広域的かつ合理的な利用の促進を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため必要な流量を確保する。

ウ. 河川環境の整備と保全

河川環境の整備と保全に関しては、多様な動植物の生息・生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。

このため、沿川を洪水から防御するために行う引堤により新たに確保される河川空間等において、治水面と整合性を図りつつ、河川本来のダイナミズムの回復・復元を目指し、河川の多様な流れを創出するとともに、多様な動植物の持続的な生息・生育環境の形成に努める。特に下流部においては、治水面と整合性を図り、地域と連携し止水域である旧川の貴重な自然環境や、湿原や耕作放棄地が点在する周辺の土地利用状況に配慮しつつ、捷水路工事が始まる以前の河川環境の復元に努める。

また、流域の自然的、社会的状況を踏まえ、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る。実施にあたっては、地域と連携しながら、自然豊かな環境を保全、継承し、地域の個性等が実感できる川づくりを推進する。

動植物の生息地、生育地の保全については、魚類が自由に行き来できるよう、河川の連続性を確保するとともに、動植物の良好な生息環境となっている河畔林の保全等に努める。

良好な景観の維持、形成については、水面を覆う河畔林等が連続する水辺景観とその背後に連なる知床連山や牧草地の広がる台地等の景観が調和した美しい河川景観の保全に努める。

人と河川との豊かなふれあいの確保については、中標津市街が位置する中流部においては、水辺空間や河川敷利用に関する多様なニーズを踏まえ、地域に親しまれる河川整備と保全に努める。下流部においては、河川環境の復元に配慮しつつ、憩いの場、自然とのふれあいの場、自然体験学習の場等として誰もが活用できるよう、自然を活かした河川整備と保全に努める。

水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現況の環境を考慮し、下水道整備や家畜排せつ物処理施設の整備による流域汚濁負荷の削減等に関係機関や地域住民との連携を密にしつつ、改善に努めるよう流域一体となって取り組んでいく。

河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理については、動植物の生息・生育環境の保全、景観の保全に十分配慮するとともに、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利用が適正に行われるよう、治水、利水、河川環境との調和を図る。

環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、その結果を河川環境の復元を含め河川整備や維持管理に反映させる。

地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進する。そのため、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育等の充実を図るとともに、住民参加による河川環境の保全、環境教育、河川清掃、河川愛護等の取り組みを推進する。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

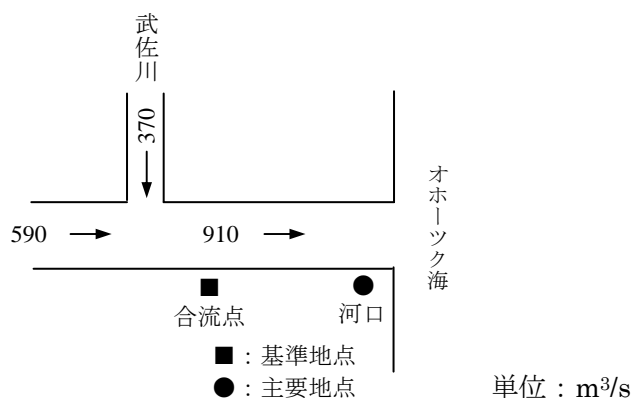
基本高水は、昭和22年9月洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点合流点において $910\text{m}^3/\text{s}$ とし、これを河道に配分する。

表一1 基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
標津川	合流点	910	0	910

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、合流点において区間を $910\text{m}^3/\text{s}$ とし、河口まで同流量とする。



図一1 標津川計画高水流量配分図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

表—2 主要な地点における計画高水位、川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位※ T.P. (m)	川幅 (m)
標津川	合流点	5.4	7.09	230
	河口	0.2	2.36	230

(注) T.P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

合流点地点から下流における既得水利としては養魚用水約 $0.7 \text{ m}^3/\text{s}$ の許可水利がある。これに対し、過去 30 年間（昭和 50 年～平成 16 年）の合流点における平均低水流量は約 $13.8 \text{ m}^3/\text{s}$ 、平均渇水流量は約 $10.3 \text{ m}^3/\text{s}$ である。

過去 30 年間（昭和 50 年～平成 16 年）の合流点地点における概ね 10 年に 1 回程度の規模の渇水流量は約 $7.7 \text{ m}^3/\text{s}$ である。

合流点地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、利水の現況、動植物の保護、景観、流水の清潔の保持等を考慮し、概ね $7 \text{ m}^3/\text{s}$ とする。

なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該水量は増減するものである。

(参考図) 標津川水系図

